

FAQ

No	質問	回答
1	いつから施行されますか。	令和6年4月から施行されます。
2	対象年齢は何歳からですか。	0歳児から5歳児の全年齢が対象となります
3	保育時間はどうなりますか。	短時間保育（8:30～16:30）での認定となります。
4	妊娠出産要件で入所し、その後育児休業を取得する場合も対象となりますか。	育児休業を取得する場合は、継続対象となります。
5	育児休業要件で入所している児童（在園児）の保護者が、育児休業を取得している事業所を退職した場合はどうなりますか。	速やかに教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。必要な届け出がない場合は退園となります。
6	両親ともに育児休業を取得する場合でも退園しなくていいですか。	在園を希望される場合は継続して入所可能です。
7	育休要件で在園できる期間に制限はありますか。	育児休業期間中は継続して入所可能です。
8	（令和6年4月以降）育児休業を取得しても継続在園できる状態ですが、退園を選択した場合、次回の入所選考時に点数の加点はありますか。	加点の対象にはなりません。
9	自営業等のため育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）に基づかない育休を取得予定ですが対象となりますか。	対象となります。ただし、必ず届け出（教育・保育給付認定変更申請書等の提出）を行ってください。また、復職後は速やかに就労証明書を提出してください。